

お客様各位

『新訂第八版 法律家のための税法〔民法編〕』
記載誤りのお詫びと訂正について

『新訂第八版 法律家のための税法〔民法編〕』において、内容の一部に誤りがございました。
お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

・本書の内容現在 令和 3（2021）年 8 月 1 日

訂正箇所	訂正前	訂正後
57 金銭消費貸借契約 229 頁 8 行目～13 行目	この租税特別措置法 93 条 2 項の規定する「特例基準割合による利率」とは、日本銀行が公表する前々年 10 月から前年 9 月における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均として、各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% を加算した利率である。令和 3 年については、前年 11 月 30 日付の財務省告示第 281 号により年 0.5% が告示されたため、特例基準割合による利率は年 1.5% となる。	この租税特別措置法 93 条 2 項の規定する「 <u>利子税</u> 特例基準割合による利率」とは、日本銀行が公表する <u>各年の前々年 9 月から前年 8 月</u> における「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の平均として、各年の前年の <u>11 月 30 日までに</u> 財務大臣が告示する割合に、 <u>年 0.5%</u> を加算した利率である。令和 3 年 <u>分</u> については、 <u>令和 2 年</u> 11 月 30 日付の財務省告示第 281 号により年 0.5% が告示されたため、 <u>利子税</u> 特例基準割合による利率は年 <u>1.0%</u> となる。

第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
<https://www.daiichihoki.co.jp>
TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640